

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和元年5月5日 09時20分ごろ
発生場所	茨城県日立市会瀬港東南東方沖 会瀬港防波堤灯台から真方位115°4.6海里付近 （概位 北緯36°32.6′ 東経140°44.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート釣吉丸は、航行中、プロペラがプロペラ軸から脱落し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年5月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 釣吉丸、2.6トン（長さ7.51m） 232-17625茨城、個人所有 ディーゼル機関（船内外機）、4サイクル、出力95.52kW、回転数毎分2,900、4気筒、ボア104mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、航行中、クラッチレバーを中立にした後、後進に入れて行き足を止め、再び前進に入れたところ、推力が得られなくなり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、推進器をチルトアップして確認したところ、プロペラがプロペラ軸から脱落しているのを認め、118番通報し、来援した海上保安庁の巡視船により日立市久慈漁港へえい航された。</p> <p>本船は、プロペラがプロペラシャフトに逆ねじでねじ込まれており、回り止めナットにより固定されていなければ、後進とした際、ねじが緩む方向にトルクが掛かるものであった。</p> <p>船長は、出航前点検でプロペラの固定状態を確認していなかった。</p> <p>本船のプロペラは、平成30年6月に交換された後、整備されていなかった。</p>
分析	<p>本船は、後進としてプロペラを固定する方向と逆方向にトルクが掛かった際、プロペラの固定が緩んだことから、プロペラがプロペラ軸から脱落して推力が得られず、運航不能となった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、船長がプロペラの回り止めナットの存在を認識しておら</p>

	ず、同ナットが脱落した状態で運航されていた可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、後進としてプロペラを固定する方向と逆方向にトルクが掛かった際、プロペラの固定が緩んだため、プロペラがプロペラ軸から脱落して推力が得られず、運航不能となった可能性があると考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・プロペラは、固定状態を十分に理解した上、定期的に点検を実施し、緩み等がないことを確認すること。